5 傾斜路

基本的な考え方

- 敷地内通路、建築物内の廊下等に高低差や段差が生じている場合には、利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、傾斜路を設ける。
- 傾斜路のこう配はできる限り緩やかに設ける。また、屋外に設ける傾斜路では滑りにくい仕上げ材を使用する。
- 敷地等の形状により傾斜路の距離が著しく長いときや進路方向が見えにくい傾斜路には、傾斜路の長さを表示するなど利用しやすさを工夫する。

	●整備基準	○望ましい基準	解説
(1)傾斜路	利用者の用に供する傾斜路は、4(1)(一)の規定によるほか、次に定める構造とすること。	・高さが75cmを超える傾斜路については、高さ75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場を設ける。	・共同住宅又は寄宿舎にあっては共用のものに限る。 ・階段若しくは段に代わり、又は併設されるもの(その踊場を含む。)に限る。 ・傾斜路では横断こう配を設けない。
(一)手すり	こう配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。	・手すりを両側に連続して設ける。 ・手すりの始終端部の水平部分には、現在位置等を点字等で標示する。	・手すりを取り付ける場合は、1本の場合は75～85cm程度の高さとする。2本の場合は、60～65cm程度の高さの手すりを加える。 ・手すりは、傾斜路の端部から45cm以上水平に延長して設け、端部は曲げて処理する。 ・点字等の表示は、水平部分に設ける。
(二)立ち上がり	両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。		・立ち上がりは5cm以上とする。
(三)路面の識別	その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。		
(四)点状ブロック等	傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。 (イ)こう配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分 (ロ)高さが16cmを超えず、かつ、こう配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分 (ハ)主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられる踊場の部分 (ニ)傾斜のある部分と連続して手すりが設けられている踊場の部分		
(2)利用円滑化経路の傾斜路	利用円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。	・屋外の傾斜路には屋根を設ける。	・共同住宅又は寄宿舎にあっては共用のものに限る。 ・階段若しくは段に代わり、又は併設されるもの(その踊場を含む。)に限る。
(一)幅	幅は、階段に代わるものにあっては1.2m以上、階段に併設するものにあっては90cm以上とすること。		
(二)こう配	こう配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものについては、1/8を超えないこと。	・こう配は、1/15以下とする。	
(三)踊場	高さが75cmを超えるものについては、高さ75cm以内ごとに踏幅1.5m以上の踊場を設けること。		

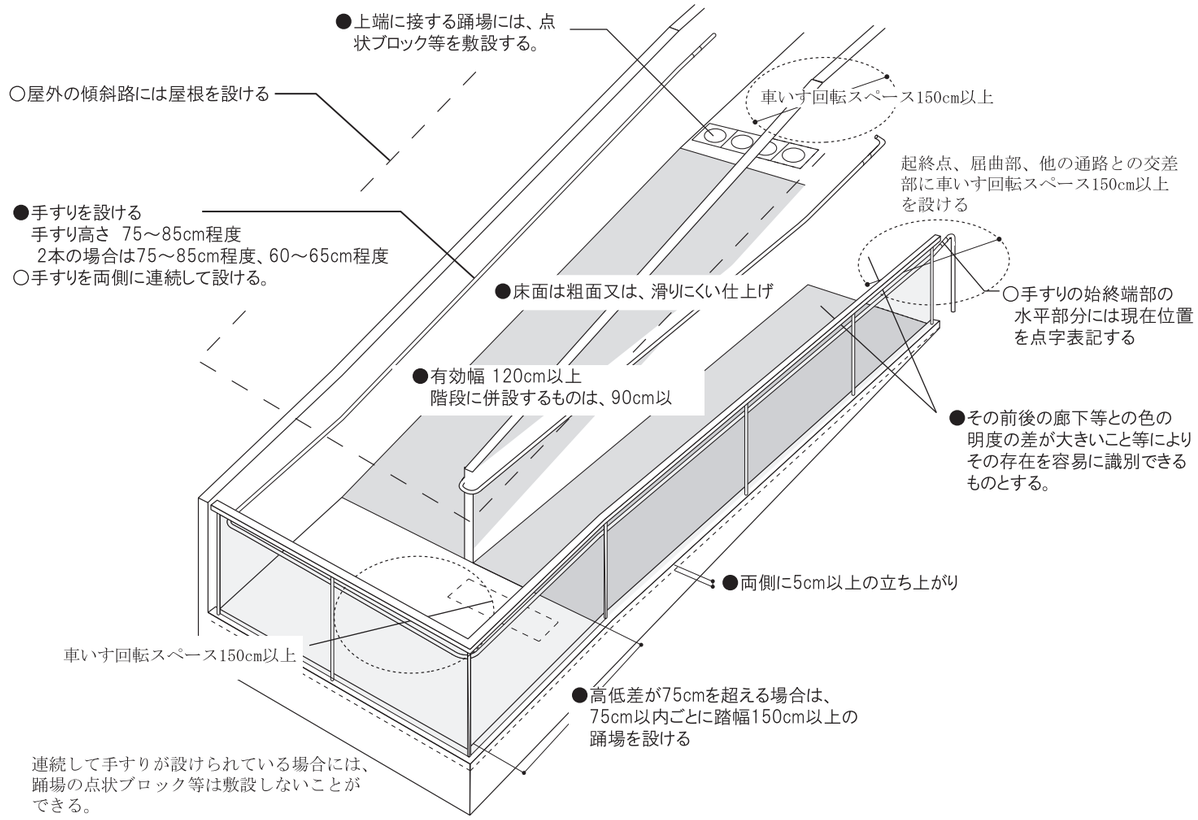

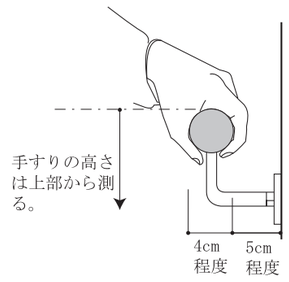

手すりの形状

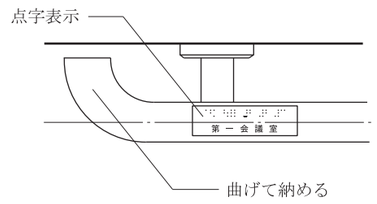

○手すりの端部には必要に応じて現在位置等を点字で表示する

手すり端部の形状

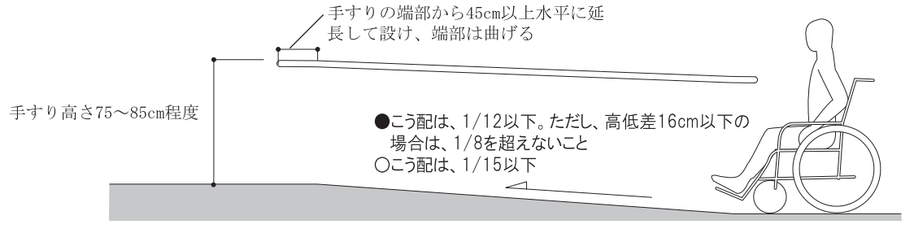

傾斜路のこう配